

◎新潟県告示第868号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年8月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系鉢沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成28年8月9日
- 3 廃川敷地等の位置
 - ① 十日町市高島131番1
 - ② 十日町市高島141番10から同市姿甲395番18まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,863.49平方メートル